広報版

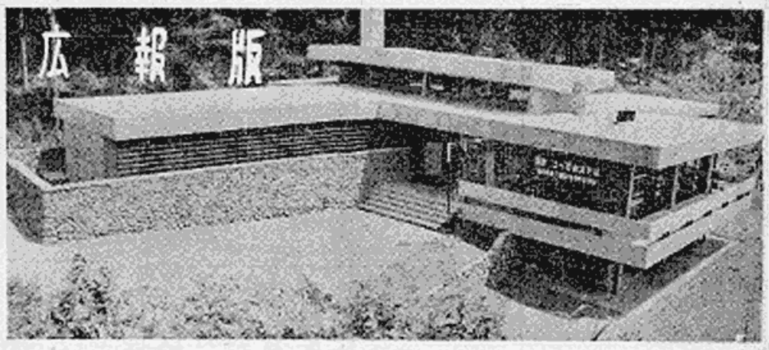

◎市民ユースホステルの集い

日光に立派なユースホステルが完成して七か月余の、シーズンを迎えて、ユースホステルは青少年の野外活動センターとしてますます利用されている。各都道府県では、このユースホステルを中心に青少年の活発な集いがもたれているが、栃木県でもようやくその動きが起りつつあるので、左記により市民ユースホステルの集いが実施される。

日　時＝四月二十四日（日曜日）午前九時から

場　所＝日光ユースホステル

参加費＝一人五十円（ホステル使用料及び茶菓子代として）弁当各自持参。

行事は、午前九時から、①ユースホステル運動の歴史と発展②ユースホステル活動の意義と目的。③話し合い午後はホステリングが行なわれる。

◎助産費葬祭費の倍額引上げ

日光市の国民健康保険は、これまで療養給付の全部を実施して来た。療養給付の全部を実施しているのは、全国で約一割だが、日光の場合、さらに三十五年度から、付加給付である助産費と葬祭費が、倍額に引上げられた。

これで、今まで一件五百円だった助産費は千円に、また一件千円であった葬祭費は二千円になった。

この倍額引上げ措置により、日光市の国民健康保険の給付はその全部が厚生省の指示する標準に達したことになる。

また国民健康保険料の収納割合は、昭和三十三年度が、九五・六七％で、県で三位、全国でも上位を示しており、被保険者の理解ある協力により、今後ますますこの制度の実効があがって行くことだろう。

◎弥生祭近ずく

三月十八日、二荒山神社で氏子総事会が開かれ、実施計画が決まった。これによると、宵祭は、四月十六日、午後六時から九時までで、本祭は四月十七日正午から二時半まで行なわれる。

場所は、宵祭が日光市公会堂。本祭は、神社境内仮設舞台。出し物は、日本古典舞踊（常磐津）出演者は若柳吉兵衛門、吉津巳一門。特別出演として、若柳吉左衛門、常磐津駒喜太夫社中、鳴物、望月彦太郎社中など盛大に行なわれる。

◎米作日本一上都賀地方競作大会に二位入賞

過日行なわれた米作日本一、上都賀地方競作大会で、所野、山本徳平さんが二位に入賞された。これは米の収穫量の向上を目的とし、高位収穫技術の滲出と、これまで収穫が比較的に低かった地帯の集団的増産技術の大成を期して行はれた全国大会の予選。山本さんは、このほかNHK第二回「優秀な農家をみんなで選びましょう」にも、栃木県の第五位に入賞した。

◎中小企業振興資金貸付

中小企業協同組合等の共同施設及び中小企業者の設備の近代化に要する設備資金の貸付を行ない、中小企業の振興をはかるための貸付申請を受けつけている。

借入申込資格者＝資本金、一千万円以下、従業員三百名以下の中小企業者。中小企業等協同組合。商工組合。同連合会。

貸付額＝共同施設は所要経費の二分の一以内で二十万円以上。設備近代化は所要経費の三分の一で、十万から二百万円まで。

利息＝無利子。

貸付期間＝五年。

申込時期＝四月十五日。

申込受付＝市役所観光経済課

◎中小工業機械類貸付制度

中小企業の振興を図るため、県が機械類を購入して、中小企工業者に貸付ける。

（借受資格者）

中小企業等協同組合。中小工業の結成する団体。中小工業者。

（貸付条件）

①生産、加工、試験、検査に使用する機械器具であること

②利息＝年三分五厘（日歩九厘六毛）

③貸付期間＝機械価格五十万円未満は五年以内。五十万円以上は六年以内。

④償還方法＝貸付年度据置。年二回の割納入。

申込時期＝四月十五日。

申込場所＝市役所観光経済課

◎中小工業設備資金利子補給制度

中小工業の設備近代化を促進するため、金融機関から設備資金を借入れた中小工業者に対して借入金に対する利子の一部を補給する。

◎申請者の資格

中小企業の結成する団体及び中小工業者で、前年度中に資金を借入れて、設備完了し、且つ金融機関に利子を支払った者。

◎利子補給対象条件

生産、加工、試験に使用する機械器具の設備。

◎補助範囲

所定の利率で計算した額の二分の一以内で、年五分を越えない額。

◎申込時期＝四月十日

◎申込場所＝市役所観光経済課

以上三つの制度について、申請希望の方は早やめに、市役所観光経済課に問合せて下さい。

◎自治会長変更

稲荷町二丁目、自治会長は、このほど小池実氏から早野富嘉氏にかわった。また和泉自治会長は、加藤清氏から我妻長松氏にかわった。

◎保育所入所児募集

日光市保育所は市内御幸町にある。ここは働きたいが子供が居るので困るとか、危険な場所や交通のため子供から目を離せない、といった悩みをもっている家庭の子供をあずかる施設だ。定員六十名のうち、三月二十四日の修了式で十五名が小学校へ進んだ。

その欠員の人数だけ新らしく入所希望者を募集している。

ここに入れる年令は①幼児満三才以上と②乳児三才未満。貧富の差なく誰れでも入れることが出来る。

保育所で扱う時間は、日曜祭日を除く毎日八時半から五時までだが、保護者の都合があれば特に委託時間の延長も出来る。

給食は乳児が完全給食、幼児は補食とする。

経費は事情による徴収区分を設けてあり、幼児が百円から千円まで、乳児が二百円から千五百円までとなっている。

入所御希望の方は市役所福祉事務所で御相談下さい。

◎犬の登録と予防注射

犬を飼っている人は、狂犬病予防法によって、毎年四月一日から三十日までの間に、犬の登録を受けなければならない。また恐ろしい狂犬病の発生を予防するための今年第一回の狂犬病予防注射も行なわれる。このさい、もれなく飼犬に登録と予防注射をうけよう。

料金＝一頭につき。

注射料金＝百二十円。

登録料金＝二百円。

▽四月十一日＝東町グランド、10時～12時、所野小学校、2時～3時。

▽四月十二日＝清滝、小島牛乳店裏、10時～12時、公会堂、2時～4時。

▽四月十三日＝野口小学校、10時～12時。山久保公民館、2時～2時半。

▽四月十四日＝高畑ケ浜養魚場2時～12時。赤沢停留場前、1時。逆川、吉田三郎方、1時半湯元、湯の家旅館、2時半～3時半。

▽四月十五日＝中宮祠出張所前、1時～3時。

▽四月十六日＝小来川支所前、1時～3時。

門馬紀一郎

市会議員門馬紀一郎氏（五六）は三月二日脳溢血のため死去された。氏は市会議員二期をつとめるなど市のためにつくされた功績が大きかつた。

PHOTO 日誌

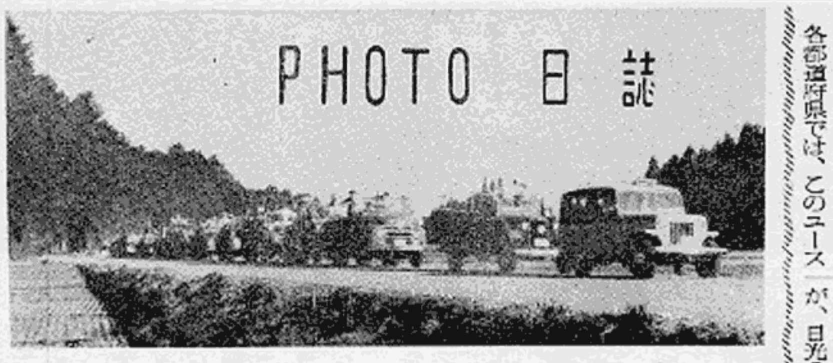

消防車による火災予防の呼びかけ（野口附近にて）

三月七日。春の火災予防運動実施週間の行事として、消防本部及び消防団では市内行進を実施、火災予防を呼びかけた。この日、行進に加わった消防車十五台。

三月二日、日光高校講堂に、日光高校、日光中学校、東中学校、中宮祠中学校、小来川中学校の今年度の卒業生から、就職する生徒約五〇〇名を招いて、「第二回〇立つ職業人を励ます会」が盛大に行なわれた。

市長、議長、教育委員長などから励ましの言葉を受けたのち、各校の校歌を交換、その後、観光経済課製作の十六ミリ映画「日光」と総務課製作の八ミリ映画「日光市政ニュース第二号」を観賞した。

巣立つ職業人を励ます会

励ましの言葉を述べる市長（日高にて）

三月十六日。日光小学校保健室において、乳児検診と第五回**ベビー栃木コンクール**の地区予選が行なわれた。

当日は五十三名の赤ちゃんが集り、発育ぶりを競いあった。この地区予選は、清滝、中宮祠、大字地区、小来川、なども行なわれ、全市で百七十名の赤ちゃんが参加した。県の最終審査は五月下旬に行なわれる。

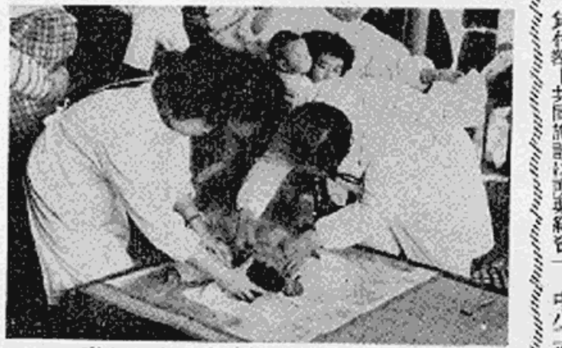

赤ちゃんの身体検査（日光小にて）

三月六日。東京＝日光間の第九回全国実業団対抗駅伝競争は好天の六日、実施され、一着には昨年の優勝チーム九州電工が再度の優勝をかざった。地元古河電工はよく健闘し七位（昨年は十位）に入った

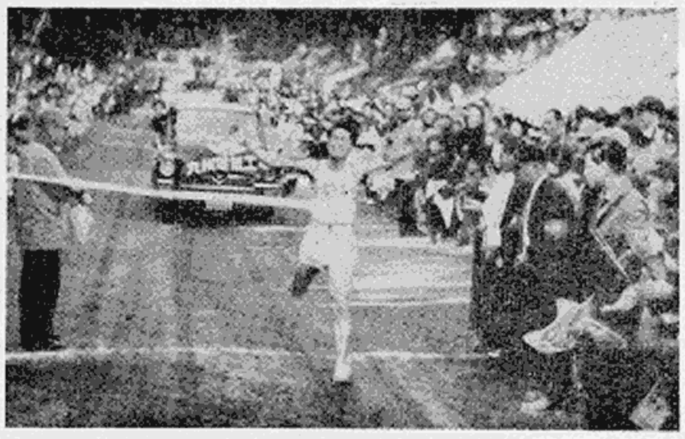

一着九州電工ゴールインの瞬間

（税務課から）

☒市税の滞納整理実施

市税滞納金の整理については、常に意を注ぎ、適時行なってはおりますが、なかなか完全徴収には程遠い状況であり、年々累積されてきたその滞納額は現在一千七百万円にもなっております。

それで市においては、皆さんもご承知のとおり滞納防止施策の一環として納税貯蓄組合の設置と加入者の増強を自治会を通しお勧めしてまいりました。

その結果、現在までに十組合が結成され、なお近く結成される運びとなっているものが相当数に達しております。

この組合設立の増強運動は引続き実施してまいりますが、未結成又は未加入の方については納税者各自のためですからこの際、ぜひ納税組合員となられるようお勧めいたします。

なお年度も更新されたので、前述の納税貯蓄組合の設置運動と平行して、出納閉鎖期の五月までの二か月間に亘り滞納税を一掃すべく滞納整理を強力におし進める方針です。

滞納されている方はそれぞれ相応の事情があってのこととは思いますが、完納者との負担の均衡上納税秩序確立という大局的な立場から考えますと、従来のような緩慢な手段ではなく法令の定めるところによる財産差押処分という強制的な手段等を取ることも止むを得ないことです。このような処分は市においては決して希むものではなく又滞納者においてもかかる処分を受けることは不名誉なことでありますから、あらゆる困難を排してこの際納税に努力されることをお勧めいたします。

今回、実施しようとする滞納整理実施計画は次のとおりです。

実施の基本方針……

1旧い年度の税金を先づ整理することとし、その該当者については税額の多少にかかわらず、全面的に差押処分を執る。ただし納税貯蓄組合の加入者についてはある一定期間における分割納付を認め、その期間内に完納させた方については、延滞加算金の徴収停止等の優遇措置をとることとする。

2差押財産については従来のように長期間放置することなく適時公売処分に付することとする。

3従来のような係員の数度に亘る、訪問徴収を避け文書による催告を行ない。指定期日までに完納されないものについては直ちに財産差押を執行する等、強い手段をもってのぞむこととする。

☒市税の納期前納付の特典

皆さんご承知のことと思いますが、市税のうち市民税、固定資産税については、年税額を四回にわけて納めることになっておりますが、この税について第一期の徴収令書が交付された場合にはその令書に記載されている第二期、第三期、第四期分について、それぞれ定められている納期前に納めますと、その納期日前に納めた税額の百分の一の額に、納めた日から納期日までの月数（一月未満の端数があるときは十四日以下は切捨、十五日以上は一月とする）すなわち前納に係る月数を乗じて得た額を報賞金として交付することになっておりますから、今月納期の固定資産税については前納されることをお勧めいたします。

年税額一万円の固定資産税を四月の十五日に全部納めた場合は次のようになります。

期別	税額	税額の百分の一の額（A）	前納月数（B）		報償金額（A×B）	納期日
第二期	二、五〇〇円	二五円	自四、一六 至六、三〇	三ケ月	七五円	七月
第三期	二、五〇〇〃	二五〃	自四、一六 至八、三一	五ケ月	一二五〃	九月
第四期	二、五〇〇〃	二五〃	自四、一六 至一一、三〇	八ケ月	二〇〇〃	一二月
合計	七、五〇〇〃			一六ケ月	四〇〇〃	

◎備考　納入の月日は四月十五日ですから四月は十五日以上一か月に計算されます。また納期日は月の初日から末日までとなっているので、その月は計算に入りません。

納税組合の設立

稲荷町納税組合、小池実氏ほか四十一名。中鉢石納税組合、野部豊作氏ほか二十六名。

四月三十日は

固定資産税第一期

の納期限です